

議案第 111号

播磨内陸医務事業組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、播磨内陸医務事業組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

## 播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合同規約（昭和47年播磨内陸住民健康センター事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「管理者の属する」を「組合事務所が所在する」に改める。

### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。